

## 第9章 「アラブの春」への分析視角～考察・含意・課題～

池田 明史

### はじめに

2011年を通じて展開された「アラブの春」と俗称される一連の政治変動は、決して突発的・一過的な事態とみなすことはできない。独裁支配の下に一見して平静・停滞を保っていたこの地域の政治的表層の直下に、長期にわたって蓄積された憤懣が滞留し膨張を続けていたことはいまや誰の目にも明らかとなったからである。そのような問題関心から本章では、一連の事象を歴史的な視点から俯瞰するとともに、序章で提起された視点の幾つかについて、いま少し敷衍してその意味するところを考察し、今後の検討のための論点の抽出を試みる。まず第一に、この変動を一般的な文明論や長期の人口論的な変化を背景とした社会構造上の現象として説明しようとする議論を概観し、その妥当性を検討する。次に、為政者の「開明」路線の破綻にその主因を求めようとする中期的な分析の枠組みと、これとの関連においていわゆる情報通信技術（ICT）革新のもたらした効果や影響について見ていく。さらに、社会状況からのアプローチとしてとりわけ問題にされる各国の政軍関係の態様とその帰結について考察し、あわせて一連の変動に直面して浮き彫りになったイスラエルの「兵営国家」化の問題に論及する。最後に、「保護する責任」を掲げてリビアへの軍事介入に踏み切った国際社会の姿勢の背景と、それが孕む原理的な問題にも触れることしたい。

### 1. 長期の人口変動と社会構造の変化からの接近

#### （1）短絡的楽観論の陥穰

振り返ってみると、21世紀の中東は、世界を震撼させた2001年9月11日の対米同時多発テロ（いわゆる「9.11」事件）とその余燼のなかから立ち現われることとなった。当時の国際社会は、事件首謀者とされたオサマ・ビンラディン率いるイスラーム系テロ組織アルカイダを指弾して「狂信」や「異端」のレッテルを貼りつつ、彼らを生みだした中東地域全体を「異質」で「理解不能」な特殊な世界とみなす傾向があつたのではないか。これに対して、現在進行中の「アラブの春」については、中東もまた欧米やその他の地域と変わらぬ普遍的な世界の一部なのとの認識が拡がりつつあるように見える。

しかし、当然ながら現実の中東は、この二極の間を彷徨していて、何とも收まりの悪い状況にとどめ置かれている。そのことは、一方においてハマス（パレスチナ）やヒズボラー

(レバノン)、ムスリム同胞団(エジプト)、ナハダ(チュニジア)、AKP(トルコ)など、イスラーム的価値観が着々と現地政治の枠組みの中で構造化・組織化されながら、他方において欧米流の市民社会的価値観もまた激しい勢いで流通し消費されつつある事態からも看取できる。イスラミズムとリベラリズムとのこの奇妙な混淆は、相互に対抗し、あるいは癒着して現在の中東のダイナミズムを生み出しているのであって、単純な二項対決型の陳腐な図式で把握すべきものではない。

にもかかわらず、「アラブの春」については、アフガン戦争やイラク戦争における欧米の介入によって「民主主義のショーウィンドウ」が開かれ、それが直接間接にアラブ世界に波及した結果だと嘸く向きがないわけではない。そうではないにしても、欧米が倦まず弛まず働きかけてきた中東における市民社会の構築が、ついに「民主化」という果実を結んだのだという見方は存外に多い。いずれの場合も、自分たちの拠って立つ近代市民社会の「自由」「人権」「民主主義」という価値観を無邪気に信奉し、それが単線的に地球を覆っていくに違いないと信じて止まないという点で、現実の社会科学的な把握や理解というより、もはや実効性を失った啓蒙主義に対する無批判な信仰というほかない。

## (2) ユース・バルジ論

こうした極楽蜻蛉的な楽観論とは異なり、イスラミズムとリベラリズムとの対抗と癒着の発展関係をより広汎な歴史的文脈の中に置いて問い合わせようとする最近の欧米とりわけヨーロッパの研究動向には着目してよい。すなわちそれは、欧米のこれまでの歴史的経緯を相対化したうえで中東その他の非欧米地域といったん同列に置き、人口統計などの具体的な比較基準を設定して現在の位相を捉え直そうとする動きにはかならない。いち早くそうした議論を提示した一人であるグナル・ハインゾーンは、論争を呼んだ2003年刊行の著作<sup>1</sup>において、世界史における革命、動乱、戦争あるいはテロといった混乱は、その8割方が当該国家・地域の「戦闘適齢期」男子人口の膨張圧力によるものであると主張する。食糧などの物理的資源の不足・枯渇が問題なのではなく、次男・三男など長子以外の若年男子が不均衡に増大することによって、ポスト、地位、栄誉といったいわば見えない資源が不足し枯渇するために、彼らは暴力的にこれを奪取しようとする傾向を強め、あるいは自らの居場所を求めて戦闘モードで外へ打って出るというのである。ハインゾーンはこの戦闘適齢期(15歳～29歳)男子の人口ヒストグラム上の突出を「ユース・バルジ」と呼び、16世紀のヨーロッパの世界進出やアメリカ独立戦争、20世紀初めのドイツの膨張政策、ロシア革命、日本の大陸進出などの背後におしなべてこのユース・バルジの介在を認めることができると論じている。原著の題名は端的に「息子たちと世界霸權：諸国民の興亡にお

けるテロ」となっている。

こうした文脈において、「9.11」に示されるようなイスラーム世界の戦闘性が問題とされる。イスラーム圏の人口は、1900年の1億5千万人から2000年には12億人まで膨れ上がりつゝおり、現在最も先鋭的な形でユース・バルジが形成されていると指摘して、そこに漲る戦闘的な内圧こそが問題の核心なのだと示唆する。そこにある危機は、基本的にはこれまで世界の他の地域が経験してきたのと同質の危機であり、完全に理解可能である。イスラーム「原理主義」などというイデオロギーは、かつて新大陸征服におけるキリスト教宣教思想やロシアその他の革命運動におけるマルクス主義がそうであったように、バルジを構成するイスラーム圏の若者たちが自らの暴力や戦闘性を正当化するに際しての便宜的な「ためにする主張」に過ぎない。

### （3）移行期危機論

もう一人、同じく人口動態学的な比較という視点からイスラーム世界の現在を論じた学者・文明批評家に、エマニュエル・トッドがいる。「9.11」の2年後に出版した著作<sup>2</sup>においてアメリカの霸権の衰退を見通したトッドは、そこで言及していたイスラーム圏の「移行期危機」の議論を2007年刊行の共著<sup>3</sup>においてさらに敷衍する。独自の家族システム類型論と歴史的な人口統計学とを組み合わせて、近代化の本質的契機を識字率の変化に求めたトッドによれば、どのような社会であっても男性の識字率が50%に達すれば、移行期危機を迎えるというのである。文盲の父親世代に対して識字化された息子世代が台頭するとき、旧来の秩序と伝統的価値観が攪乱され、そこに暴力的な移行期の危機が顕現される。これに続いて女性の識字化が進展し、女性の自己意識の覚醒は結果として出生率の低下につながる。トッドのいう近代化とは、女性一人あたり子供三人以下の出生率が実現された社会に他ならない。

このような視点からトッドは、「9.11」に象徴されるイスラーム世界の戦闘性・暴力性もまた、欧米や日本が辿ってきた近代性への（多様ではあっても共通項を持つ）道筋をなぞつているに過ぎないと論じる。イスラーム世界に存在するのは、われわれに理解不能な「ホモ・イスラミクス（人類イスラーム種）」などではない。そこで生活しているのはわれわれと同様の普遍的人間なのであって、彼らは彼らなりの道筋を辿って近代へと到達しつつある、というのがトッドのメッセージであろう。

#### (4) 評価

両者共に人口動態学的唯物論とでも呼びうるような手法によって西洋とイスラーム世界とを相対化し、「9.11」をイスラームの本質に由来する理解不能の悪行として排撃しようとする風潮へのアンチテーゼを提出した点で、一定の評価はできる。もとより、こうした歴史人口学的なアプローチは、基本的には社会における長期的な構造の変化を指摘しているのであって、ユース・バルジにせよ移行期危機にせよ、今回のアラブ革命の具体的なメカニズムを説明するものではない。極端にいえば、「若い男は暴力的・攻撃的になりやすい」「主体的に思考する女性は男性の言いなりにならない」程度の命題でしかなく、政治行動の分析としては何も言っていないに等しい。他にもバルジが膨らみつつある地域や移行期を迎える国家が多々存在するなかで、なにゆえにこのタイミングで、この地域・国家で、このような形の危機が顕現したのかという疑問は残されたままである。

### 2. 中期の社会状況的な変化からの接近

#### (1) 「開明」路線の破綻

タイミングやメカニズムを解明するうえで重要な視点は、経済や社会のいわゆるグローバル化の波及とこれに対応すべき政治の硬直というギャップの問題であろう。注目されるのは、体制が打倒されたチュニジア、エジプトの事例や内戦状況に陥りつつあるシリア、イエメンの事例においては、強権政治を続けてきたそれぞれの独裁支配者は共通して、その強権によって対外的には開放路線を、対内的には構造調整を推し進めようとしていた事実である。これら諸国はいずれも湾岸産油国とは異なり石油収入に多くを依存できないか、依存できても先細りがはっきりとしている経済を抱えており、したがって外資導入や市場経済化によって先行きの展望を切り開かねばならない状況にあった。リビアはやや事情が異なるが、それでも強権による経済改革の方向を打ち出してはいた。エジプトを例にとれば、ムバラク政権は1991年にIMFと構造調整政策で合意し、各種補助金の削減や国営企業の民営化などいわゆる新自由主義的な路線を推進して、「開明的」政権を自任していたのである。

結果的にはそのような「開明」路線が格差の拡大と寄生資本主義を推し進め、それが強権と結びついて不正・腐敗・抑圧の蔓延による社会的閉塞感を強めて体制の崩壊を導出したということになる。豊富な石油収入に依存できるがゆえに、無理矢理急速な対外開放や構造調整に踏み込まなくとも済んでいた湾岸産油諸国の旧態依然たる世襲王政には、必ずしも動乱が深刻な形で波及していない経緯はその意味で示唆的である（バハレーンの事例は別の事情による）。

## (2) 情報通信技術革新の衝撃

このように「開明的」独裁の孕むパラドックスについては、さらに社会状況論的な問題も指摘できよう。一連の各国での政治変動の急速な展開と拡大とが、ニューメディアと総称される新しい情報通信技術（ICT）にほぼ全面的に依存していた事実は動かない。そこでは、一方で「グローバル化した世界経済の中で経済的な発展を担保するためには情報化を進める絶対的な要請が生まれる」にもかかわらず、他方でそのような情報化を進めれば「権威主義体制を維持することが困難となり、民主化が促進されざるをえない」という、いわゆる「独裁者のジレンマ」がものの見事に当て嵌まるのである。すでに見てきたように、標的になった独裁的指導者たちの歴史からの降板は、「開明的な民衆」が「旧態依然の支配者」を打倒したという単純な図式で説明がつく話ではない。つまりところ彼ら独裁的指導者は、情報化を推進してその経済的利得を最大化しつつ、それに伴う体制への政治的危険を最小化するという、ほとんど不可能に思える課題に挑戦し、そして敗退したのである。

この間の事情については、夙に問題を的確に照射していた山本達也らの研究が多くを物語る<sup>4</sup>。山本によれば、フェイスブックやツイッターなど、新タイプのソーシャルメディアの登場は、中東各国で体制権力による情報統制を困難にしたばかりでなく、政府と人民との間の力関係にある種の「逆転現象」をもたらしていることになる<sup>5</sup>。従来は政府が情報を統制し隠蔽することによって人民の監視や管理を行ってきたのに対して、携帯電話の写真や動画がリアルタイムで公開され、官憲が隠蔽しようとする情報が瞬く間に広く人民に共有されることになりつつある。政権側の操作や不正を、人民の側が監視する可能性が拡がっているのである。土屋大洋は、そこに生起する一連の政治変動を、監視可能性を手にした一般の大衆が、政治や社会における「透明性」を求めて結集した結果と見ている<sup>6</sup>。そうだとすれば、この動きはいずれ確実に周辺に、そして他地域に波及する。アラブ世界の中では、現在のところ、既述のように湾岸産油諸国では若干の例外を除いて変動の波及は小さい。しかし情報化の流れが不可避の趨勢であるならば、これら諸国とて安閑としていられるはずもなかろう。2010年末から2011年初めにかけてチュニジアやエジプトに始まった動きは、土屋の言う「透明性」を求めた革命的プロセスであり、それぞれ若年層やマイノリティを国内に抱える他の中東諸国においても同様のメカニズムによる政府と人民との衝突は十分に予想されるからである。ひとたびそのような衝突が起こり、事態が一定の「受容限度」を超えると、どのように強力な独裁体制であってもあっけなく崩壊するという事実は、この間の展開がはっきりと示している。

### 3. 政軍関係からの接近

#### (1) 政軍関係による分析と課題

社会状況からの接近という点で、もうひとつ重要な視角がいわゆる政軍関係論 (Civil-Military Relations) に基づく変動メカニズムの分析であろう。チュニジアやエジプトにおいては軍が一体性を保ったまま早い段階で中立を闡明し、あるいは権力中枢から離反した。そこには確かに国民軍としてのプロフェッショナリズムを誇示したという一面が見られるが、しかしその裏側に軍の既得権益の防衛や組織利害を優先させたという事情をも汲んでおく必要がある。そのいずれの側面が強かったかで、軍が文民の革命目標保全高等委員会 (Higher Committee to Protect the Goals of the Revolution) の統制に服して比較的平穏な権力移行が実現したチュニジアと、軍自ら革命の保護者を自任して国軍最高評議会 (Supreme Council of the Armed Forces) が移行期の全権を掌握し、これに反発する市民グループとの軋轢が拡大したエジプトとの明暗を分けた。国民軍というよりはバアス党支配の政権軍という性格の強いシリアの軍は、ひとまず一体性を保ちながら体制擁護にまわり、強権的に内乱鎮圧を進める結果となった。いずれにせよ軍がまとまって状況に対応したこれらの事例とは対照的に、リビアやイエメンにおいては軍は分断ないし分解の様相を呈し、内戦状態を招來した。このことは、これらの諸国では軍が国民軍として統合されておらず、基本的には未だに部族的武力の集成軍でしかなかったという事実を示している。

ところで、そもそも政治過程や比較政治の領域における政軍関係の理論的枠組みは、軍・体制権力・市民社会の三極間関係の解析と理解を目的とするものであるのに対して、現在わが国で横行している議論の多くは、軍と体制権力との関係に関心が集中しており、軍と市民社会、市民社会と体制権力という他の側面への関心が欠落している感が否めない。こうした関心の偏りの原因はさまざまに考えられようが、その少なからぬ部分は、アラブ世界あるいはイスラーム圏一般における「市民社会」の存否をめぐる論争と関連しているのではないかと思われる。一方においては、中東に市民社会が根付いているかどうかを問うこと自体が欧米中心の世界観、すなわちオリエンタリズム的発想であるとして糾弾する風潮がわが国の中東研究者の間に根強く存在する。しかし他方において、イスラーム的市民社会なるものの可能性を議論しようとする動きもある。市民社会の規定や内容について見方が錯綜しており、このことが政軍関係による分析視角をアンバランスなものにしているように思えるのである。

## (2) 「制度化」の提起する問題

もとより各国の政治変動におけるそれぞれの国軍の動向を比較検討するには、各種の内的・外的要因を俎上に載せねばならない。そのうちでも、各事例での抗議行動の内容や性格、権力中枢と軍指導層の関係性とその程度といった状況的な要因と、国民統合の進展度や国家の正統性に占める国軍の位置づけないし歴史的地位、あるいはウェーバーの言う「(組織の)制度化<sup>7</sup> (institutionalization)」の実態といった構造的な要因は不可欠の分析項目であろう。そこでは、それぞれの国家における軍・体制・市民社会の境界領域をどのように把握するかが重要な論点となる。とりわけ準軍事組織 (paramilitary) である治安警察や内務省管轄部隊、あるいは諜報局といった公的な暴力装置はもとより、民兵集団や権力周辺に位置する私兵的諸集団の役割や機能をも射程に入れた考察が必要とされよう。

また、国軍の「制度化 (institutionalization)」を問題にする場合、「制度化の度合いが高まるにつれて、軍が権力中枢から距離を置き、政治改革の進展が促される」といういわゆるベイリン・テーゼ<sup>8</sup>を一連の政治変動に照らしてどう評価するかが問われることにもなる。制度化された軍隊とは、法の支配に服属し、行動の予見可能性が高く、一元的な基準に基づいた能力主義による管理が貫徹されている軍のことを指す。そこでは、指導層の間に国家へのそれとは区別された組織的帰属感 (sense of corporate identity) が形成されており、にもかかわらず国防や経済開発といったより広汎な国家的使命への献身や傾倒が際立って認められるとされる。もとより、制度化の概念は職能化 (professionalization) とは区別されるし、制度化が進んだからといって軍が脱政治化 (depoliticization) されることを意味するわけではない。制度化が進んで軍が権力中枢から距離を置くことは、そのまま軍が政治から離れることと同義ではない。かつての衛兵突出主義<sup>9</sup> (praetorianism) のような直截的な形で権力と結合するのではなく、制度化の進展に応じた枠の中で自らの組織利害を政治化させていくのであって、政治領域への関与は別の形態で維持されるのである。こうした観点から政変後のチュニジアとエジプトとの軍の行動の相違を見ていくことも可能であろう。

いずれにせよこれら両国は、1950年代～60年代の奪権期に旧王制の家父長制的軍隊 (patrimonialism) から脱却を始め、70年代～80年代の政権軍ないし体制軍の時代を経て、90年代以降は漸く国民軍として制度化されつつあったと考えることができる。これに対して、軍が特定宗派・部族の利害と結びついて体制軍の段階にとどまり、国民統合というよりは国民分断に一定の機能を果たしているシリア、あるいは軍がそもそも家父長制的段階から脱しきれていなかつた疑いが濃厚なリビアやイエメンで内乱・内戦状態につながっている事実も、このような制度化との関連で検討されるべきではあるまいか。

### (3) 「兵営国家」イスラエルの問題

やはり政軍関係の視点からもう一点指摘しておかねばならないのは、一連の「アラブの春」の連鎖的変動に直面した非アラブ国家イスラエルの対応と動向である。安定した和平関係を構築していたエジプトでは、ムバラク体制が瓦解して反イスラエルの機運が高まり、内戦状態に陥ったリビアからはさまざまなルートで武器弾薬がガザに密輸され、敵対していくても相互に意思疎通の回路が存在していたシリアが内戦の瀕戸際に瀕するなど、隣接地域での政変はいずれもイスラエルの安全保障を直接脅かしかねない状況につながった。

これらの政変が最終的に民主主義的政体をもたらすか否かは、もとより即断できない。しかし長期の独裁的な強権支配を打倒して立ち現れつつあるのが、政治的自由化の潮流であることは明らかである。そのような自由化が民主主義の必要条件であることは何人も否定できず、したがって民主主義に向かって多少なりとも前進したとの評価は与えられねばならない。その限りにおいて、「中東で唯一の機能する民主主義」を標榜し、「民主主義同士は争わない（i.e イスラエルは非民主的な敵と対峙している）」と唱えてきたイスラエルにとって、近隣のアラブ諸国の民主化への接近は原理的には歓迎すべき現象であるはずである。ところが、イスラエルはこうした民主化への動きを支援するどころか、逆にエジプトのムバラク政権など民衆運動が打倒の対象としていた体制側を擁護する姿勢に終始した。「政治的に自由化されたアラブ」は「独裁下のアラブ」よりもイスラエルの安全を脅かすという理由によるが、ネタニヤフ首相はさらに踏み込んで、政変後のアラブ諸国におけるイスラーム勢力の台頭を根拠に、これらの政変が民主主義への前進ではなくあからさまな「後退」だと非難するに至っている。

各地の政治変動は、いずれもそれぞれの内政問題や国内紛争を主因としており、パレスチナ問題ないしアラブ=イスラエル紛争が大きなテーマとなっているわけではない。しかし、変動が一巡し、隣接アラブ諸国に「新たな社会」が形成されるとき、打倒された独裁体制と結んで安全と安定を求めてきたイスラエルは、従来以上に厳しい視線にさらされ、中東和平問題はいっそう深刻な震源として立ち現われることになろう。問題は、そのような客観的情勢の下で民主主義の意味内容が自国の安全保障と密接にリンクする形で解釈ないし規定され、自国の安全につながらない限り民主化の要件それ自体を否認するような言動が政治指導者によってなされるのみならず、社会全体がそれをさしたる違和感もなく受け止める心性がそこに形成されているという事態である。これは、政軍関係論の先駆的唱道者であったハロルド・ラスウェルの提示した「兵営国家<sup>10</sup>（Garrison State）」の内実に合致する。もとよりラスウェルは当初、日中戦争のさなかにある1937年当時の日本と中国の「兵営国家」化を指摘したのであって、その後、スターリン時代のソ連、ファシスト期の

イタリア、戦時中の日本を典型的な「兵営国家」と看做すに至った。しかしながら同時に彼は、第二次世界大戦中や冷戦のさなかの米国を探り上げて、民主的なシステムや価値観を保持しつつも他の要件がそろえば「兵営国家」化する可能性にも言及していた。その延長上に、対テロ戦争下の米国について、そのような要件を満たすのではないかと危惧する論調も現れつつある<sup>11</sup>。民主主義を標榜し、それなりの政治制度を機能させていても、安全保障上の不安が構造化・永続化され、長期間にわたって国家全体が臨戦態勢の継続を強いられるような状況になれば、そこに「危険の社会化（socialization of danger）」が惹起され、一般市民は政治指導を安全保障の観点からのみ評価しようとした、社会や政治が挙げて「暴力の専門家」である軍ないし国防治安当局に全面的に依存する傾向を生み出すことになる。これを「兵営国家」化と呼ぶのだとすれば、イスラエルは明らかにこのモデルに該当すると考えられるのである。

#### 4. 「保護する責任」をめぐる課題

##### (1) リビア介入：「僕倖」か「先駆」か

「アラブの春」が国際社会に突き付けたもう一つの問題は、主権と人権、および介入をめぐる難題である。<sup>アボリヤ</sup>序章で指摘されるように、リビアに対する国際的制裁と軍事介入とを導出した国連安保理決議 1700 号および 1973 号は、2006 年国連安保理決議 1674 号の理念に基づく一般則としての「保護する責任」をその理論的根拠としている。介入に先立ってカダフィ体制が示した自国民に対する空爆など強権的弾圧政策や、反対派拠点であるベンガジへの「慈悲も容赦もなく」扱うとの恫喝的予告は、国際社会の介入がなければリビア国民の大量虐殺は避けられないとの危機感を高め、ロシアや中国など通常は介入に消極的な常任理事国さえ安保理での拒否権行使をためらった。他の僕倖が重なったこともあって、国際社会はほぼ一致してその「保護する責任」を全うする決断を下したのであった。

このようなリビアへの介入以前にも、21 世紀に入って国際社会はアフガニスタン（2001 年）、イラク（2003 年）への介入を行っている。リビアの事例を含めて、それぞれタリバン体制、サダメ・フセイン体制、そしてカダフィ体制という自国民の人権を大規模かつ組織的に抑圧していた体制の打倒、すなわちレジーム・チェンジが実現されたという点ではこれらは共通している。しかしリビアへの介入は、集団的自衛権の発動であったアフガニスタンへの介入とは区別されるし、介入理由が二転三転したイラクへの介入とも同列に論じることはできない。NATO の軍事行動が、リビア国民に対する「保護する責任」を果たすという姿勢で一貫していたところに、この事例の意義を認めることができる。

## (2) 介入の課題と限界

しかし同時に、2011年を通じてリビアと同様に自国民の異議申し立てに対して暴力的な鎮圧を繰り返したシリアのアサド政権に対しては、国際社会の対応がまとまらなかった事実もまた、序論の指摘しているところである。「保護する責任」が等しく適用されるべき事例に対して、一方には介入し、他方には介入しないという事態が生起し、継続すれば、それは概念それ自体の規範的価値を著しく損なうことになる。ところが、現実の介入の経緯は、「保護する責任」が明らかに選択的に適用されていることを示している。「アラブの春」の動乱において、国際社会（具体的にはNATO）はリビアには介入し、シリア、イエメン、バハレーンには不介入の姿勢に終始した。それぞれの事例で介入・不介入の判断材料は微妙に異なっている。例えば、ペルシャ湾岸は欧米のエネルギー供給や経済活動に大きな位置を占め、とりわけバハレーンには米国中東艦隊の司令部が置かれている。介入による混乱とそれに伴う経済的戦略的逸失利益と、「保護する責任」とを天秤にかけた結果、不介入が選択されたと考えられよう。逆にリビアへの介入についても、地中海を隔てて一衣帯水の距離にあるリビアで無政府的な混乱が長引けば、ヨーロッパへの移民の大規模流入が出来するため、いわば移民対策上の予防先制的な措置に過ぎないと穿った見方も可能である。シリアに対しては、2012年初頭の段階で介入に含みを持たせる欧米と、軍事力の行使に慎重なロシア・中国との間にせめぎあいが続いている。これらの状況を見る限り、リビアへの介入はむしろ例外的な事態であったと考えるべきであろう。本報告書第8章で三上陽一が指摘するように、「(普遍的価値としての人権を) 保護する責任」に基づく国際社会の軍事介入は、その主体となる主要諸国の死活的国益と合致するもしくは矛盾しない限りにおいてのみ、実現の可能性を持つという状況は当面変わらないと見なければならない。

## (3) 原理的问题：保護すべき「人権」とは何か

問題は、しかし、そこにとどまらない。「保護する責任」論は、その定義上、原理的な論争性を胚胎するからである。人権概念を、「人間的な生き方を保障するもの」と広義に解すれば、何が「人間的」かは、文化圏によって多様でありえる。また、1993年の世界人権会議等で象徴的にみられたように、人権概念の普遍性に対する疑義が提出されていることも事実である。この疑義が、イスラーム世界を含む非欧米世界諸国のかから出てきている点は重要である。西洋起源の近代個人主義の歴史的産物として人権概念をとらえようとする限り、第二次世界大戦後新たに国家形成を行ってきた非欧米世界に受容される過程で、その内容や意味について何らかの変容が生じていることをうかがわせるからである<sup>12</sup>。

「アラブの春」によって体制打倒が実現した後の各国でイスラーム主義組織が台頭してい

るという事実は、この文脈においても詳しく検討されねばならない。ここでは、「欧米的な人権概念の押し付けは文化の多様性を殺す」という反発が問題の焦点となる可能性がある。チュニジアでは2011年11月の総選挙の結果アンナハダ党が第一党となり、エジプトでも同年末にかけての議会選挙でムスリム同胞団系の自由公正党や「サラフィスト」と呼ばれるイスラーム原理主義諸派が合わせて議席の7割を獲得する勢いを見せた。これらイスラーム勢力の一部には、人権概念それ自体を拒否しようとする立場さえあることに留意せねばならない。

## 結び

2010年末のチュニジアに始まり、2011年冒頭にエジプトに波及し、同年を通じてリビア、シリア、イエメン、バハレーンその他に拡散した「アラブの春」に対しては、長期の社会構造上の変動から、中・短期的な社会状況に基づく要因に至るまで、さまざまな視角から説明が試みられている。本章では、それぞれの議論の妥当性や提起する問題についてざっと検討した。いずれにせよ2012年3月現在においてのその展開は、この地域が当面は大きく揺れ続けることを予期させるものである。一連の変動を、第一次世界大戦後の領域国家体制編成時代以来の革命的変化と看做す立場もないわけではないが、少なくとも現代アラブ世界が1950年代・60年代の民族運動高揚期を髣髴とさせる劇的な転換期を迎えており、この認識では大方の観測は一致する。しかしそこで掲げられた独裁支配や強権体制に対する異議申し立てのシンボルは、かつての民族主義ではなく、自由や人権、社会的公正という、広汎な市民意識に根ざした、より個人的契機の強い理念にほかならない。しかも、これらのシンボルを掲げて体制を打倒した後に前景化しつつあるのは、イスラーム勢力の政治的台頭という逆説的現象だというところに留意しておく必要があろう。

もとより、イスラームにおいても生命・身体・財産・心情・名誉といった諸権利は、シャリーア（イスラーム法）の明文によって侵すべからざる権利と定められてはいる。しかしこれら不可侵とされる人間の権利は、西欧近代の構想した自然権や社会契約に基づくものではなく、神が不可侵と定めたからこそ「天賦の権利」とみなされる。すなわち、神的命令としての法（シャリーア）の支配との適合が人権と同義だということになる。そのような論理に従えば、人権は人間の責任の一機能であって、その前提ではない。それは人間存在に本来的に備わっているのではなく、個々の人間の行為に依存する性格のものとなる。人間固有（intrinsic）でもなく普遍（universal）でもないとすれば、「すべての人間は生まれながらにして自由で平等である」という普遍的人権理念との衝突は明白である。

もっとも、イスラームにおいても法的効果としての人権の保障は実現されているとして、

欧米的な人権理念にイスラームの側から可能な限り接近を試みようとする立場も見られなくはない。こうした宥和的な見解が提出されるようになった状況それ自体は、人権問題についての国際的なコンセンサスが拡大しつつある趨勢に対して、イスラーム世界内部でこれへの対応をめぐって活発な論争が展開されている事実を示すものであろうし、「アラブの春」を背景とするイスラーム勢力の台頭という現象そのものなかに新たな方向への種子が胚胎されている可能性も排除できない。しかしながら、そこで掲げられた民主化や国際人権基準への思想的展望を、これらイスラーム政治勢力がどのように紡ぎ出すのか、あるいは遮断するのかは依然として不透明なままである。そしてここでは、イスラーム共同体やアラブ民族といった「全体の価値」と、そのような価値を損なう「個人の価値」とを等価に扱うことができるか否かという問題が提起されることになる。このようにして結局われわれは、ハインズーンやトッドが説く諸文明の巨視的な収斂という最初の視点から、これをどのように位置づけるべきかという論点に立ち返るのである。

### 一注一

- <sup>1</sup> Heinsohn, Gunnar, *SOHNE UND WELTMACHT: Terror im Aufstieg und Fall der Nationen*, 2003, (邦訳『自爆する若者たち』、新潮選書、2008年)
- <sup>2</sup> Todd, Emmanuel, *Apres l'empire*, 2003, (邦訳『帝国以後』、藤原書店、2003年)
- <sup>3</sup> Todd & Youssef Courbage *Le rendez-vous des civilisations*, 2007 (邦訳『文明の接近』、藤原書店、2008年)
- <sup>4</sup> 山本達也『アラブ諸国の情報統制：インターネットコントロールの政治学』、慶應大学出版会、2008年
- <sup>5</sup> 山本 アラブ政治変動とニューメディア 国際問題 第605号 10-18頁、2011年、同じく山本『アラブの春』に見るソーシャルメディアの影響力 中東研究 第512号 19-25頁、2011年
- <sup>6</sup> 土屋大洋 『透明性革命』とネットワーク 治安フォーラム 2011年8月号、34-41頁
- <sup>7</sup> ウェーバー、マックス「官僚制」、恒星社厚生閣、1987年
- <sup>8</sup> Beilllin, Eva The Robustness of Authoritarianism in the Middle East, Comparative Politics 36, 2 (January 2004).
- <sup>9</sup> Purlmutter, Amos The Military and Politics in Modern Times: On Professionals, Praetorians, and Revolutionary Soldiers, Yale University Press, 1977
- <sup>10</sup> Marvic, Dwaine (ed.) Harold D. Lasswell on Political Sociology, the University of Chicago Press, 1977
- <sup>11</sup> Jasper, William F. Rise of the Garrison State, The New American, July 15 2005
- <sup>12</sup> 「イスラームと人権」あるいは「イスラーム的人権」については、拙稿 イスラーム世界と人権 ジュリスト No.942 (1989年10月1日)、有斐閣、を見よ。